**設　計　説　明　書**

|  |  |
| --- | --- |
| １　設計の方針 |  |
| ２　開発区域内の土地の現況 | 地 域 地 区 | 区　　分 | 用　　途　　地　　域 | その他の地域地区 |
| 市街化区域市街化調整区域非線引区域都市計画区域外 | 第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，田園住居地域，近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域，工業専用地域，指定なし |  |
| 宅地造成工事規制区域 | 災害危険区域 | 地すべり防止区域 | 急傾斜地崩壊危険区域 | 土砂災害特別警戒区域 | 浸水被害防止区域 |
| 内　・　外 | 内　・　外 | 内　・　外 | 内　・　外 | 内　・　外 | 内　・　外 |
| 地目等 | 土地の地目 | 宅地　　農地　　雑種地　　山林　　その他（　　　　　　） |
| 公共施設 | 道路　　水路　　その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ３　土 地 利 用 計 画 |  | 住　宅　用　地 | 公益的施設用地 | 公共施設用地 | その他 | 合 計 |
| 独 立 | 集 合 | 小 計 | 教 育施 設 | 医 療施 設 | その他 | 小 計 | 道 路 | 公 園広 場緑 地 | その他 | 小 計 |
| 面 積（実測） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 比 率 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備 考 | 総街区数総区画数平均面積最小面積最大面積 | 幼稚園用地小学校用地集会所用地 | うち公園用地 |  |  |
| 住宅予定戸数 | 計画人口 |
|  |  |
| ４ |  |
| 公共施設の整備計画 | 付表1、付表2及び付表3のとおり |
| ５23 | 義務教育施設の設置義務者 |  | 一般送配電事業者 |  | 鉄道事業者 |
| 令第　 条の開発行為を行うについて協議すべき者との協議 | 水道事業者 | ・ | 一般ガス導管事業者 | ・ |
|  | 配電事業者 |  | 軌道事業者 |
|  |  |  |  |  |

（注）１　開発区域を工区に分割したときは，工区別の設計説明書を添付してください。

２ この説明書は，自己の居住の用に供する目的で行う開発行為については必要ありません。

３　｢2｣欄の「宅地造成工事規制区域」欄，「災害危険区域」欄，「地すべり防止区域」欄，「急傾斜地崩壊危険区域」欄，「土砂災害特別警戒区域」欄及び「浸水被害防止区域」欄の「内・外」は，該当する方を○で囲んでください。

４　｢2｣欄の「地目等」欄は，該当するものを○で囲み、その他の場合は，括弧内に具体的に記入してください。

５　｢3｣欄の「公益的施設用地」欄は，主として住宅の建築の用に供する目的で行う20ha以上の開発行為の場合に記入してください。

６　｢5｣欄の「義務教育施設の設置義務者」欄及び「水道事業者」欄は，開発区域の面積が20ha以上の開発行為の場合に記入してください。また，「一般送配電事業者・配電事業者」欄，「一般ガス導管事業者」欄及び「鉄道事業者・軌道事業者」欄は，開発区域の面積が40ha以上の開発行為の場合に記入してください。

７　公益的施設とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第１項第6号及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第27条の公益的施設をいいます。

８　公共施設とは，道路，公園，下水道，緑地，広場，河川，運河，水路及び消防の用に供する貯水施設をいいます。